

地域密着型サービス事業者

募 集 要 項

(地域密着型介護老人福祉施設 (小規模多機能型居宅介護施設を併設))

平成31年1月

多賀城市保健福祉部介護福祉課

目 次

I 募集の概要について	1
1 募集する事業者.....	1
2 募集地区及び整備数.....	1
3 応募事業者の資格.....	1
4 施設の開設時期.....	1
5 日程.....	1
6 応募の手続等.....	2
7 施設開設に伴う補助金.....	3
8 応募に当たっての留意点.....	3
II 地域密着型介護老人福祉施設（小規模多機能型居宅 介護施設を併設）について	5
1 募集する事業内容.....	5
2 事業予定地等の要件.....	6
3 応募事業者の資格.....	6
4 関係法令等の遵守.....	7
5 事業者選定に係る審査.....	7
6 提出書類.....	8

I 募集の概要について

多賀城市（以下「市」という。）では、平成30年度から平成32年度までの3か年にわたる事業計画である高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（以下「市の介護保険事業計画」という。）において、地域密着型介護老人福祉施設の整備を進めることとしております。

今回の募集は、市の介護保険事業計画に基づき、地域密着型介護老人福祉施設等の整備について、指定候補事業者を募集するものです。

1 募集する事業者

同一敷地内に、地域密着型介護老人福祉施設及び小規模多機能型居宅介護施設を併設した施設を整備し、サービスを提供する事業者

2 募集地区及び整備数

募集地区は、多賀城市内全域とします。

ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設 (小規模多機能型居宅介護施設を併設)	1 施設
---	------

3 応募事業者の資格

社会福祉法人

4 施設の開設時期

平成31年度中又は平成32年度中の開設

5 日程

第1回目から第5回目の日程で、募集及び事業者の選定を実施します。これは、第1回目の日程において、事業者選定に応募する事業者（以下「応募事業者」という。）からの応募がなかった場合、第2回目の日程において応募事業者の募集に移行するものであり、応募がなければ順次、次回に移行します。更に応募がなければ順次、次回に移行し第5回目まで募集します。

例えば、A事業者が第3回の日程で応募する予定で準備を進めていたとしても、B事業所が第2回の日程で応募し、開設事業者に選定された場合は、募集を終了することとなります。

そのため、応募を検討されている事業者の方は、必ず、応募書類の提出する3週間前までに、保健福祉部介護福祉課介護保険係（内線661・662）まで、応募する意思があることを御連絡ください。その際、応募を検討されている他の事業者の有無をお知らせします。

なお、事前に御連絡のない事業者の応募書類については、受付いたしません。

第1回目

期 間	内 容
平成31年1月11日～ 平成31年4月24日	応募事業者からの応募書類の提出期間
平成31年1月11日～ 平成31年3月29日	募集要項等に関する質問の受付期間（随時回答）
平成31年4月26日～ 平成31年6月30日	応募書類の審査（必要に応じてヒアリングの実施及び応募書類の補正・追加提出を求めることがあります。）
平成31年7月上旬（予定）	選定事業者の決定

第2回目

期 間	内 容
平成31年4月26日～ 平成31年7月31日	応募事業者からの応募書類の提出期間
平成31年4月26日～ 平成31年6月28日	募集要項等に関する質問の受付期間（随時回答）
平成31年8月1日～ 平成31年9月30日	応募書類の審査（必要に応じてヒアリングの実施及び応募書類の補正・追加提出を求めることがあります。）
平成31年10月上旬（予定）	選定事業者の決定

第3回目

期 間	内 容
平成31年8月1日～ 平成31年10月31日	応募事業者からの応募書類の提出期間
平成31年8月1日～ 平成31年9月30日	募集要項等に関する質問の受付期間（随時回答）
平成31年11月1日～ 平成31年12月27日	応募書類の審査（必要に応じてヒアリングの実施及び応募書類の補正・追加提出を求めることがあります。）
平成32年1月上旬（予定）	選定事業者の決定

第4回目

期 間	内 容
平成31年11月1日～ 平成32年1月9日	応募事業者からの応募書類の提出期間
平成31年11月1日～ 平成31年12月10日	募集要項等に関する質問の受付期間（随時回答）
平成32年1月10日～ 平成32年2月28日	応募書類の審査（必要に応じてヒアリングの実施及び応募書類の補正・追加提出を求めることがあります。）
平成32年3月上旬（予定）	選定事業者の決定

第5回目

期 間	内 容
平成32年1月10日～ 平成32年4月22日	応募事業者からの応募書類の提出期間
平成32年1月10日～ 平成32年3月31日	募集要項等に関する質問の受付期間（随時回答）
平成32年4月23日～ 平成32年6月30日	応募書類の審査（必要に応じてヒアリングの実施及び応募書類の補正・追加提出を求めることがあります。）
平成32年7月上旬（予定）	選定事業者の決定

※ 事業者説明会の開催は、予定しておりません。質問、相談などございましたら、保健福祉部介護福祉課介護保険係（内線661・662）まで、随時、御連絡ください。

※ 事業者指定の手続きは、事業者選定後、事業開始の準備が整った時点で開始となります。

6 応募の手続等

(1) 応募書類の提出

事業者選定に応募する事業者（以下「応募事業者」という。）は、次の手順に従って、「提出書類一覧表」に規定する応募書類を提出してください。

ア 期 間 上記日程表の午前9時から午後5時まで
（ただし、土日、祝祭日及び年末年始の12月29日から1月3日を除きます。）

イ 提出方法 保健福祉部介護福祉課へ、直接、持参による提出とします。

※ 提出書類が整っていないときは、受理できませんので、提

出前に「提出書類一覧表」等により、十分に御確認してください。

ウ 提出場所 多賀城市役所6階 保健福祉部介護福祉課介護保険係

エ 提出書類の取扱い

提出された書類は原則として返却いたしません。提出された書類は、必要に応じて市の附属機関である多賀城市介護保険運営協議会の審査に付することになります。

しかし、その他の理由で応募事業者の許可を得ずに公表することはありません。

(2) 質問及び回答

募集要項等に対する質問等は、「募集要項等に対する質問（質問回答）書」を使用して提出してください。

ア 期 間 上記日程表の午前9時から午後5時まで

（ただし、土日、祝祭日及び年末年始の12月29日から1月3日を除きます。）

イ 提出方法 E-mail又はFAX

ウ 送 信 先 保健福祉部介護福祉課

E-mail:kaigo@city.tagajo.miyagi.jp

FAX:022-368-7394

エ 回 答

- ・ 質問書を提出した事業者の方へは、E-mail又はFAXにて随時、回答します。
- ・ 「多賀城市公式ホームページ」において、事業者名を伏せて質問事項及びその回答内容を掲載します。
- ・ 「多賀城市公式ホームページ」において、質問事項及びその回答内容を掲載しますが、回答からホームページ掲載まで数日間の時間が要します。そのため、質問書を提出した事業者の方へ市が回答する時期と同じ時期に情報を得たい場合は、あらかじめ御連絡ください。

※ 質問の内容は、簡潔に御記入ください。

※ 電話や口頭による質問の対応は行いません。

(3) 事業者選定の結果通知

選定の結果は、全ての応募事業者に文書で通知します。

なお、事業者として選定された場合であっても、事業所指定を確約したものではありません。（指定基準を満たさない場合は、指定を行いません。）

7 施設開設に伴う補助金

(1) 施設等の整備

区 分	補 助 単 価 (※)	単 位
地域密着型介護老人福祉施設	2,000～4,270千円以内の範囲で宮城県知事が定める額に1.05を乗じた額	整備床数
小規模多機能型居宅介護施設	15,000～32,000千円以内の範囲で宮城県知事が定める額	施設数

※ 平成30年度地域医療介護総合確保事業補助金交付要綱の補助単価です。

(2) 開設準備経費

区 分	補 助 単 価 (※)	単 位
地域密着型介護老人福祉施設	800千円以内の範囲で宮城県知事が定める額	定員数
小規模多機能型居宅介護施設	800千円以内の範囲で宮城県知事が定める額	宿泊定員数

※ 平成30年度地域医療介護総合確保事業補助金交付要綱の補助単価です。

8 応募に当たっての留意点

(1) 費用の負担

設計委託費等、応募に関し必要な費用は、応募事業者の負担となります。

(2) 施設開設に伴う補助金

市の施設開設に伴う補助金は、宮城県に対して地域医療介護総合確保事業補助金の交付申請を行い、当該交付金を財源として補助を行います。そのため、宮城県から事業採択されなかった場合又は交付金が申請額を下回った場合等においても、別途、市から施設開設に伴う補助金の交付は一切ありませんので、あらかじめ御了承ください。

(3) 虚偽の記載をした場合

応募事業者から提出された書類に虚偽等の記載があることが判明した場合は、応募を無効とします。万が一、事業者を選定している場合にあつては、選定を取り消しします。市は、取り消しに伴う損害賠償等の責は負いません。

(4) その他

事業者の選定後に、事情の変化等により重大な不備のあることが判明した場合や、工期の遅れ、許可無く事業計画の大幅な変更を行った場合等においては、選定を取り消すことがあります。市は、取り消しに伴う損害賠償等の責は負いません。

Ⅱ 地域密着型介護老人福祉施設（小規模多機能型居宅介護施設を併設）について

1 募集する事業内容

(1) 募集する事業

募集するサービス事業所は、同一敷地内において、次のアからウのサービスを提供する事業所です。

ア 地域密着型介護老人福祉施設

- ・ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下、「運営等に関する基準」という。）の第7章の第5節で規定している「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」

イ 小規模多機能型居宅介護施設

- ・ 運営等に関する基準の第4章で規定している「小規模多機能型居宅介護」

ウ 介護予防小規模多機能型居宅介護施設

- ・ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下、「効果的な支援の方法に関する基準」という。）の第3章で規定している「介護予防小規模多機能型居宅介護」

(2) 運営主体 社会福祉法人

(3) 定員等

ア 地域密着型介護老人福祉施設

- ・ 定 員 29人以下
- ・ ユニット数 ユニット数 おおむね3ユニット（1ユニットおおむね10人以下）

イ 小規模多機能型居宅介護施設

- ・ 登録定員 29人以下
- ・ 利用定員 18人以下

(4) 人員、設備、運営に関する基準

運営等に関する基準、効果的な支援の方法に関する基準及び多賀城市の条例等に準ずること。

2 事業予定地等の要件

(1) 土地

ア 事業予定地を特定する必要があります。

応募書類を提出する際に、購入等により応募事業者が土地を確保しておく必要はありませんが、売買確約書又は賃貸借確約書等により、事業を実施する際に土地が確保されることを確認いたします。

イ 事業予定地が、次の土地利用の規制に係る事業計画については選定しません。

(ア) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき、市街化調整区域又は工業専用地域として指定された地域

(イ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき、急傾斜崩落危険区域として指定された地域

※ 地区計画区域においては、用途地域による建築制限のほかに地区計画による制限がかかり、介護保険施設の建設ができない場合があります。事前に建設部都市計画課に御確認いただくか、又は保健福祉部介護福祉課まで御相談ください。

(2) 建物

ア 応募書類を提出する際に、購入等により応募事業者が建物を確保しておく必要はありませんが、売買確約書等により、事業を実施する際に建物が確保されることを確認いたします。

イ 昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）による建築確認を受けて建築された建物の場合は、平成18年1月26日付け国土交通省告示第184号「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」又は、平成26年11月7日付け国住指第2850号「建築物の耐震診断及び耐震改修に関する技術上の指針に係る認定について（技術的助言）」に定める耐震診断及び耐震改修を受けていることが必要となります。

3 応募事業者の資格

応募書類の提出を行う時点で、応募事業者が次のいずれかに該当するときは、応募の資格を認めません。

(1) 法律行為を行う能力を有しない者

(2) 破産者で復権を得ない者

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、多賀城市における一般競争入札等の参加を制限されている者

(4) 運営法人の委託とみなした場合に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2、第142条（同条を運用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

(5) 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項第5号及び第9号

- 並びに第115条の12第2項第5号から第9号までの規定に該当する者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続をしている法人
 - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人
 - (8) 市における地域密着型サービス事業者の選定の手続において、その公正な手続を妨げた者若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (9) 法人税・住民税を滞納している者

4 関係法令等の遵守

応募事業者は、事業を実施するに当たり、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法、建築基準法、その他の関係法令等を遵守してください。

5 事業者選定に係る審査

応募事業者から提出された書類等に基づく提案内容の審査は、多賀城市介護保険運営協議会において行います。

審査の結果により、全ての提案が市の介護保険事業計画の目的を達成できないと判断した場合は、事業者の選定を行わないことがあります。

(1) 審査の内容

審査は、以下の「ア 基礎審査」及び「イ サービス内容等審査」の各選定基準に従って行います。

(2) 選定の基準

ア 基礎審査

- (ア) 法人の介護サービス事業又はその他高齢者福祉事業等における実績
- (イ) 事業経営の安定性等
- (ウ) 事業予定地の立地状況

イ サービス内容等審査

- (ア) 法人の社会福祉事業に対する理念
- (イ) 施設運営の考え方
- (ウ) 事業の内容（具体性、適切性、創意工夫等）
- (エ) 地域住民との連携
- (オ) 施設の整備内容

(3) その他

上記以外の項目についても、特に考慮すべき事項がある場合には、その事項について審査することがあります。

6 提出書類

- (1) 提出書類は、「提出書類一覧」のとおりとします。
- (2) 提出書類は、「提出書類一覧」の順番にファイル（A4版）に左綴じで整理し、目次及びインデックスをつけてください。
- (3) 提出書類については、応募の際に正本1部を提出し、後日、副本1部を提出してください。応募事業者におかれましても、手元に当該提出書類一式の控えを保管してください。
- (4) 応募期間終了後は、応募事業者の都合による提案内容の変更は一切認めません。なお、市が必要と判断した場合には、書類の追加、補正を求めることがあります。

問 合 せ 先

多賀城市保健福祉部介護福祉課介護保険係

担当 阿部・高橋

〒985-8531

多賀城市中央二丁目1番1号（多賀城市役所6階）

TEL: 022-368-1141（内線661・662）

FAX: 022-368-7394

E-mail: kaigo@city.tagajo.miyagi.jp

<http://www.city.tagajo.miyagi.jp/>